唐代における飛龍廐と飛龍使

特に大明宮の防衛を中心として

Ľ め تا

は

握した独裁君主の権限を代表する官職となるに至った。また、内 受理し天下の機密を預聞することであり、そのため、徳宗末期に 使の重要な使職が、唐中期から如何にして中央律令機関以外の新 でに幾多の研究成果を発表されているが、その中では特に内諸司 諸司使以下の官員の名籍を管掌し朝廷の儀式の運営を司る宣徽使 なると、枢密使の権限は遂に宰相を凌駕し、兵権政権の両権を掌 六六)に創設されたことを指摘した。その職能は臣僚の上奏文を 目していた。枢密使の場合、佐伯富氏は矢野主税氏の観点を修正 たな令外の官として国家の軍政権力を掌握したのかという点に注 唐宋変革期における諸司使臣の活動の性質について、先学はす | 唐の憲宗元和元年 (八○六) ではなく、実は代宗永泰二年 (七

> れ る。② るに、

宣徽使はその筆頭として枢密使に次ぐ地位にあったと思わ

が設置されたのを確認した。唐末における内諸司使の班序を考え 粛宗朝から穆宗朝(八二一—八二四)にかけての或る時点でこれ 六一―七七九)以降に設置されたと伝えられ、友永植氏はさらに は、『文献通考』によれば、粛宗(七五六―七六一)、代宗期(七 趙 雨 楽

諸司使の活動の形態がどうだったのかという点を考えなければな 代から徳宗、 司使と比べ、わりあい遅く出て来たものである。枢密使の権力が 使或いは宣徽使は、玄宗期(七一二―七五六)以降の多くの内諸 比重を占めたのは、少なくとも穆宗以後のことであった。玄宗時 本格的に伸びたのは徳宗期であり、宣徽使が一層政治的に大きな しかしながら、内諸司使の成立と発展の時点を考えれば、枢密 穆宗時代にかけての六、七十年間には、 いったい内

省の尚乗局に隷する部門であったが、武后期(六五四―七〇四)

になると、
尚乗局から離れ、新設された
飛龍使に管轄されるよう

時に飛龍院と呼ばれる唐代の飛龍廐は、元来律令機構である殿中 官司から令外機構への変貌をもっと明瞭にできるであろう。上述 階が見られる。唐代内諸司使の成立過程、それは長い時期を通じ 構に発展することは、当初より予測されていたことではない。一個 から新たな大明宮の軍政体制に変わっていったのかを説明したい。 司使の性格を考察し、飛龍使管下の飛龍廐が如何に旧い律令官制 の観点に基づいて、本稿では飛龍使を一例として唐代早期の内諸 展したものである。このような成立過程を分析すれば、唐代律令 は新しい令外機関ではなく、あくまでも古い律令体制を継承し発 てその形成の背景がかなり異なると思われる。一部の官司は、実 て進行し、また様々な使職から構成されるため、各諸司使におい る点があるが、旧制度から新制度への転換期には、必ず過渡的段 方、内諸司使の性格は、従来の律令官司とはかなり相違・対立す られたものに過ぎず、のちにこれらが北司という一系統の宦官機 宮に移住したことに対応した措置であったようである。したがっ 政などの職能を掌握させる事ではなく、おそらく単に帝王が大明 らない。内諸司使の設立の意図は、もとより全般に南衙官署の軍 内諸司使の名は、往々大明宮の建物からいわば便宜的に名付

いと考える。不充分な点もあろうかと思われるが、その点先学話いと考える。不充分な点もあろうかと思われるが、その点先学話まえた上で、新しい史料を加えて、唐代の飛龍使・廐を究明したまえた上で、新しい史料を加えて、唐代の飛龍使・底を完めると思われる。小論は、先学の研究を踏まえた上で、新しい史料を加えて、唐代の飛龍使・底を完めているが、五代宋初宮廷を防衛する飛龍使の先駆となった。従来、唐代が、五代宋初宮廷を防衛する飛龍使の先駆となった。従来、唐代が、五代宋初宮廷を防衛する飛龍使の先駆となった。従来、唐代が、五代宋初宮廷を防衛する飛龍使の先駆となった。従来、唐代が、五代宋初宮廷を防衛する飛龍使の先駆となった。従来、唐代が、五代宋初宮廷を防衛する飛龍使の先駆となった。従来、唐代が、五代宋初宮廷を防衛する飛龍使の先駆となった。とれ、一九八九年)、飛龍廐の設置された時点や各時代の飛龍使の活動やまた飛龍使制の全体の構成などの方面をもう少し考察する余地があると思われるが、その点先学話まえた上で、新しい史料を加えて、唐代の飛龍使・廐を究明したまえた上で、新しい史料を加えて、唐代の飛龍使・廐を究明したまえた上で、新しい史料を加えて、唐代の飛龍使・廐を究明したいと考える。不充分な点もあるうかと思われるが、その点先学話いと考える。

) 友永植「唐宗時代の富徽使について―主に五代の富徽使に注目して密使について」、(『史窓』四八、一九八八)などを参照。文社会科学研究報告』三、一九五四)、また佐伯富「五代における枢文社会科学研究報告』三、一九五三)と「唐代枢密使制の発達」(『人文社会科学研究報告』三、一九五三)と「唐代枢密使制の発達」(『人

兄の御指導を願う次第である。

1

殿の東西閻門などの建物の名称を冠した使職がそれぞれ設立されたの例えば、大明宮の宣徽院、飛龍廐、翰林院、内教坊、文思院、宣政―」(『北大史学』一八、一九七八)。

- いうのよ、南街写言に目付する中東軍以下宣言幾番の念尓である。中尉談諸営於苑中、謂之中官、亦謂之北司」と見えるように、北司と中尉談諸営於苑中、謂之外官、亦謂之南司、宦官列局於玄武門内、両軍④ 『資治通鑑』巻二四三、文宗太和二年三月の条、胡三省註に、「百④ 『資治通鑑』巻二四三、文宗太和二年三月の条、胡三省註に、「百
- ら使職に領される前には、中央律令官署の部門であった。
 ⑤ 例えば、中尚、尚食、軍器、作坊、染坊、鴻臚礼賓などの官局は車
 いうのは、南衙百官に相対する神策軍以下宦官機構の総称である。
- ⑥ 宋敏求『長安志』巻六に「元(玄)武門外西曰飛龍院、又曰飛龍底の 宗敏求『長安志』巻六に「元(玄)武門の西側に設けた飛龍廐を、と述べるように、大明宮北門である玄武門の西側に設けた飛龍廐を、といえる。

一 唐代飛龍廐の創設と発展

唐代飛龍廐の淵源を考察するには、唐初の左右仗廐、左右六閑から武后期の仗内六閑にかけての閑廐制度の発展関係及び飛龍廐がら武后期の仗内六閑にかけての閑廐制度の発展関係及び飛龍廐の系統に属したことがわかる。『唐六典』巻十一、殿中省、尚乗の系統に属したことがわかる。『唐六典』巻十一、殿中省、尚乗の系統に属したことがわかる。『唐六典』巻十一、殿中省、尚乗る、

等四閑、東南内、西北内等両廐。等六廐、奔星、内駒等両閑。仗外有左飛、右飛、左萬、右萬等六廐、奔星、内駒等両閑。仗外有左飛、右飛、羞鑿、吉良、六塁今(玄宗時期)仗内有飛龍、祥麟、鳳苑、矯鑾、吉良、六塁

と述べ、仗内閑廐は飛龍廐を始め六廐及び奔星、内駒両閑から構

『旧唐書』巻四四、職官三は、「鵝鑾」を「鵝鐊」と作る。諸書元年六月、胡註は上述の記事を引用し、「祥麟」を「翔麟」と書き、「鵝鑾」を「鵝鸞」と変え、「西北内」を「西南内」と改める。同様の書き直しは、『新唐書』巻四七、百官二にも認められる。なお、成された。それに対し、仗外閑廐左飛、右飛、左萬、右萬の四閑、成された。それに対し、仗外閑廐左飛、右飛、左萬、右萬の四閑、成された。それに対し、仗外閑廐左飛、右飛、左萬、右萬の四閑、成された。それに対し、仗外閑廐左飛、右飛、左萬、右萬の四閑、

いた。『新唐書』巻四七、百官志、殿中省の条に、た。「仗内」の系統以外、また官馬坊、左右六閑等が設置されてた。「仗内」の系統以外、また官馬坊、左右六閑等が設置されてた。「仗内」の系統以外、また官馬坊、左右六閑等が設置されてた。「仗内」の系統以外、また官馬坊、左右六閑等が設置されていた。『新唐書』巻四七、百官志、殿中省の条に、

の記載は稍々違うが、意味は大抵通じて、同類のものを指すこと

中監及尚乗(奉御)主之。二曰右飛、三曰左萬、四曰右萬、五曰東南內、六曰西南內。二曰右飛、三曰左萬、四曰右萬、五曰東南內、六曰西南內。

左右六閑、一曰飛黄、二曰吉良、三曰龍媒、四曰駒縣、五曰き、き、また同書巻四七、尚乘局の条に左右六閑について引き続

駃騠、六曰天苑。 凡外牧歳進良馬、 印以三花、「飛」、「鳳」左右六閑、一曰飛黄、二曰吉良、三曰龍媒、四曰駒鵌、五曰

t

殿中省の条に

と述べてあって、

殿中省の尚乗局に管轄される唐初の内廐制度は

ζ,

とあるように、唐初の左右六閑が改変され、仗内六閑が成立した

馬を受け入れることから見れば、左右六閑の系統は「仗内」の諸 唐の開国以来ずっと存続した左右六閑が、毎年地方の墓牧から良 玄宗時期のように「仗内」と「仗外」の二系統が併存したもので 右六閑が徐々に拡充され、 廐より重要なものであった。高宗末期から武后初期にかけて、 はなく、あくまでも「仗内」の系統と左右六閑が並存していた。 新たな内廐が出現した。『新唐書』巻 左

以尚乗掌天子之御。 曰祥麟、二曰鳳苑、 四日駒蜍、 五曰駃騠、六曰天苑。総十有二閑為二廐、 以骤飼之。其後禁中又增置飛龍廐 左右六閑、一曰飛黄、二曰吉良、三曰龍 五〇、兵志に、

の閑廐制度は武后期に至り大幅な変化を被った。『新唐書』巻四 を設立する前、 に分轄されていた。のち、 飛龍廐がすでに存在したのである。こうした唐初 飛龍廐が増置された。 つまり、 飛龍使 と述べるように、唐初、

飛黄以下の左右六閑は、

祥麟と鳳苑二廐

祥麟、 以殿中丞検校仗内閑廐、以中官為内飛龍使。 武后萬歳通天元年(六九六)、置仗内六閑、 三曰鳳苑、 四曰鵷鸑、五曰吉良、六曰六羣、亦號六廐。 一曰飛龍、 二 曰

> られず、全くの新設に係るものであった。 で、吉良は旧左右六閑の一であり、一方、祥麟・鳳苑は左右六閑 のである。仗内六閑の名称を検討すると、先ず、飛龍は上述の如 いうことになる。残る鵵鸞・六羣の名称は旧来の組織中には認め 右六閑のうち、吉良を除いた部分の組織を継受したものであると とすると、吉良は旧左右六閑の一つの組織を、祥麟・鳳苑は旧左 の本来の組織をも踏襲したことを予測させる。 を統括した両廐である。名称が踏襲されているという事実は、 武后期に先立ち新設されたものの名称を踏襲している。 この予測が正しい つい

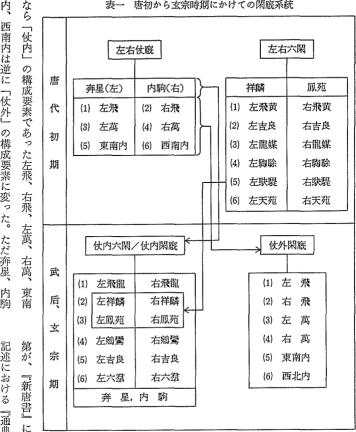
一つ付言しておかねばならないのは、 閑・廐の互用についてで

ある。『通典』巻二六、殿中監条に、

武太后萬歲通天二年(六九七)五月、置仗内閑廐、 支懷哲検校、至聖歷二年 (六九九)、改為少監· 令殿中丞

なくなった。飛龍以下が「仗内六閑」を称することから見ると、 ているのである。 の段階では両廐が六閑を統括していたことでも知られるように、 廐・閑には本来上下の別があったが、この段階では既に互用され とあるように、仗内六閑は仗内閑廐とも称されている。 それ以後、「閑」と「廐」の分野は段々厳しく 左右六閑

それらは遂に「仗内」の系統に属するものとなった。一方、本来



殿中省の内廐系統を離れて、独立した性格

したことから見れば、少なくとも飛龍廐は されるが、専ら宦官を以て内飛龍使に任命

を持つようになっていたのである。ところ

仗内六閑成立の年次に付き、『新唐書』

である。仗内六閑は左右仗廐、左右六閑諸廐制と同じく左右系統 は依然として「仗内」のものとして存続した。こうした過程を経 上述の『唐六典』に見たような玄宗時期の閑廐が成立したの 西南内は逆に「仗外」の構成要素に変った。ただ奔星、 内駒

> 内六閑成立の年次は『通典』に従って二年五月とすべきものとな 記述における『通典』 飛龍使の設置もこれ以降のこととなろう。 『新唐書』には見えないことも、 の信憑性の高さを示唆するものである。 少なくとも殿中省関係の

仗内六閑が殿中丞から少監に移管された次

『新唐書』より古く、かつ『通典』の記す

は徳宗の貞元十七年(八〇一)の成書で、

は二年五月とする。

いうまでもなく、

が萬歳通天元年とするのに対し、『通典』

要するに唐代の飛龍廐の創設と飛龍使の成立は、

別のものであ

新設の六廐十二閑中、 明らかに祥麟、 以上の閉廐の 126 (586)

風苑の上に置かれ、

に分けられた。 ③

飛龍廐は、

諸関係について、表一のように示す。

仗内閑廐は殿中省の次官、殿中丞に統轄

最も高い地位を占めていた。

に管轄されたようである。

内廐の馬の総数は、

玄宗開元の時

£

一三―七四一)に内廐馬があわせて一萬匹余りであったことや、

を専管する宦官的使職として新設されたのである。

、対議、鳳苑、鴻鸞、吉良、六塁から分離され、特にこれ成立後、祥麟、鳳苑、鴻鸞、吉良、六塁から分離され、特にこれが設置される前に、飛龍廐はすでに存在し、ついで祥麟、鳳ケ、両者の時点上の相違を考えなければならない。武后期の仗内

に飛龍馬が過多であるという問題が起こり、飛龍馬数を減らした

な頭数は分からないが、憲宗期(八○六−八七○)になると、

更

位を持った飛龍廐は、禁中に設置されたため、その廐馬は他の内でを持った飛龍廐は、禁中に設置されたため、その廐馬は他の内でを持った飛龍廐は、禁中に設置していた。他の五廐の所在については史料に証明を得ないが、宮城外に位置していたと思われる。この推測に証明を得ないが、宮城外に位置していたと思われる。この推測に証明を得ないが、宮城外に位置していたと思われる。この推測に証明を得ないが、宮城外に位置していたと思われる。この推測に証明を得ないが、宮城外に位置していたと思われる。この権調に証明を得ないが、宮城外に位置していた。他の五廐の水側、即ち禁苑と皇宮でを持った飛龍廐は、禁中に設置されたため、その廐馬は他の内位を持った飛龍廐は、禁中に設置されたため、その廐馬は他の内位を持った飛龍廐は、禁中に設置されたため、その廐馬は他の内位を持った飛龍廐は、禁中に設置されたため、その廐馬は他の内で

り、畿内の諸驛に渡したりした例から見ると、その数量はかなりり、畿内の諸驛に渡したりした例から見ると、その数量はかなりり、畿内の諸驛に渡したりした例から見ると、その数量はかなりり、畿内の諸驛に渡したりした例から見ると、その数量はかなりり、畿内の諸驛に渡したりした例から見ると、その数量はかなりの全に、

大曆十四年(七七九)七月十日、閑廐使奏、置馬随仗、

例

毎月於月華門立馬八匹、仗下帰廐去。

廣徳元年蕃寇後,

廐のそれを質量ともに凌駕していた。 まず、『資治通鑑』巻二一

粛宗至徳元載(七五六)七月丁酉の条、

胡三省註に「仗内六

飛龍廐は最上の乗馬となす」と述べ、最も良質の馬は飛龍廐

使司無使、頻申論、飛龍不支、自後未至。臣忝職司、不敢不

馬がなかったようである。進馬の旧例によって、廐馬理する閑廐使は、仗内六閑の長官といわれるが、実際とあるように、武后聖暦三年(七○○)に設置され、奏。敕旨、宜付飛龍使、依舊支置。

殿の月華門外に立たせる場合には、

飛龍使が馬を提供しなければ、

[載によって、すくなくとも三、四萬であった。飛龍廐馬の具体的? 徳宗建中元年(七八○)に、新たに三萬匹が加えられるなどの記

127 (587)

廐馬の八匹を正

実際には掌る廐

尚乗局を管

 使の政治的地位を高める有利な客観的条件となった。

(左右六閑)為二廐(祥麟、瓜苑)」と見えように、「廐」の概念も「閑」わりあい大きな規模である。『新唐書』巻五〇、兵志に「総十有二閑か別廐の全体的概念が、簡単にいわゆる「内閑」、「外廐」と分けられ外閑廐の全体的概念が、簡単にいわゆる「内閑」、「外廐」と分けられ

- の上級のもっと広い構造と理解せられる。しかし、唐の中期になると、の上級のもっと広い構造と理解せられる。しかし、唐六典』に、仗外のの分野は依然存在したが、「閑」と「廐」はほぼ同じものになっていたの分野は依然存在したが、「閑」と「廐」はほぼ同じものになっていたのである。
- 》 唐代の関庭制度を観察すれば、左右関が区別されていたことがわかる。左右仗庭、左右六閑諸廐制以外、新置の仗内六閑も左右隅と分ける。左右仗庭、左右六閑諸廐制以外、新置の仗内六閑も左右隅と分けられたようである。例えば、『新唐書』巻四四、職官志、尚乗局の条廐があることがわかる。なお『旧唐書』巻四四、職官志、尚乗局の条底があることがわかる。なお『印唐書』巻四四、職官記、尚乗局の条底があることがわかる。なお『印唐書』巻四四、職官記、尚乗局の条底が区別されていたことがわかる。左右仗庭、左右関が区別されていたことがわかる。
- 9 『新唐書』巻四七、兵志、殿中省の条に、「開元初、閑廐馬至万匹と述べる。また同書巻五○に「徳宗建中元年、市関輔馬三萬実内底」と述べる。また同書巻五○に「徳宗建中元年、市関・『新唐書』巻四七、兵志、
- ⑤ 『唐会要』巻七二、馬の条に「(憲宗) 元和四年三月詔、内廐の馬、自名飛龍厩馬」と述べるように、減らされる内厩馬が飛龍馬と認めち「省飛龍厩馬」と述べるように、減らされる内厩馬が飛龍馬と認められる。なお、『冊府元亀』憲宗期には「以飛龍馬敷百匹付畿内蔵の馬、電会要』巻七二、馬の条に「(憲宗) 元和四年三月詔、内廐の馬、
- 七二を参照)七二を参照)安史の乱の直後、太子たる粛宗が全国の官馬を集めても数万匹だけであり、天宝年間の三○万近い官馬とはかなり違う。また吐蕃の侵入であり、天宝年間の三○万近い官馬とはかなり違う。また吐蕃の侵入であり、天宝年間の三○万近い官馬とはかなり違う。また吐蕃の侵入であり、天宝年間の三○万近い官馬を集めても数万匹だけを乗りる。

- 月、改殿中少監、充閑廐使」と見え、閑廐使が創設された時期はまさ 元年五月、置仗内閑廐、令殿中丞袁懷哲検校、未置使、至聖暦三年二 に武后聖暦三年である。 者為之」と述べる。また『唐会要』巻六五、閑廐使の条に「萬歳通天 『新唐書』巻四七、百官志に「聖曆中、置閑廐使、以殿中監承恩鴻
- 以尚乗局熱閑廐使」とある。また『旧唐書』巻四四、職官志、尚乘局 の条を参照 「唐初以尚乗局掌内外閑廐之馬十二閑。既置内外閑廐使專掌御馬、 『資治通鑑』巻二一二、玄宗開元七年三月乙卯の条、胡三省の註に 因
- 及飛龍閑廐加賜物」と述べる呼称から見れば、中期以後、飛龍使を以 部、粛宗上元元年閏四月己卯の条に「内外文武官賜爵各有差、其六軍 魚朝恩も飛龍閑廐使を兼任していたことが分かる。『冊府元亀』 帝王 とある。なお、『新唐書』巻二〇七宦者上によって、代宗永泰年間に、 て閑廐使を兼ねることは、常態化していたようである。 『旧唐書』巻一一、代宗紀に「飛龍閑廐副使程元振為右監門将軍」
- 使及其演変」を参照 は、ほぼ崩宗、代宗以後のことであった。なお唐長孺「唐代的内諸司 ある。(同書巻一二一、王毛仲伝を参照)。閑廐使の職掌が失われるの 馬を積聚する任務が、内外閑廐使王毛仲の協力により達成されたので ようであった。(『新唐書』巻四〇、兵志を参照)。また安史の乱の後、 **廐使を以て精鋭の廐馬を范陽に帰し、唐に反抗する実力を苦積できた** 使の活動によって了解される。例えば、玄宗期の安禄山は即ち内外開 内外閑廐が当初実体を具えていたことは、安史の乱の頃までの閑町
- 三三、謝借飛龍馬二疋状の条、巻六三四、為中丞栄陽公謝借飛龍馬送 至府界状などの記載がある。 例えば、『文苑英華』巻五八三、代武相公謝借飛龍馬表の条 卷六

飛龍使の抬頭と唐代宮廷政治

統に変わっていった。大明宮は本来の長安城の北側に接して、 もとで、神策軍以外に飛龍兵馬を派遣し動乱を速やかに鎮定しえ 位を占めていたが、唐中期以降様々な宮廷政変が発生する状況の 中の新しい防衛力としては、何といっても左右神策軍が枢要な地 の東西北三面は、兵力を配置して防衛されねばならなかった。禁 の南面の宮門は太極宮、皇城諸衙門に通じていた。一方、大明宮 と政策の決定の中心も同じように宰相をいただく南衙から宦官系 太極宮からその東内である大明宮へ移動するに従って、 る。それに伴い、長官たる飛龍使もその権力を強めた 確立され、仗内六閑制度中の最も重要な内廐になったと認められ 以上に述べた如く、唐代の飛龍廐制度は武后期前後から次第に 玄宗代以来、帝王の臨朝起居の所が、長安城の西内と呼ばれる 国家行政

また安史の反乱軍が長安の京城に逼った時、玄宗は一方では禁馬 て乱を起こした際、宦官高力士は飛龍兵を率いて乱を鎮圧した。④ たことは、王朝存続の一つの要因であった。例えば、玄宗天宝十

一年(七五二)邢絳という者が龍武将軍を殺し、龍武萬騎によっ

太子に任せておいて留守させたことから見ると、玄宗期から飛龍 を選んで皇室近臣と共に北門を避けながら、他方では飛龍兵馬を

理解される。飛龍廐の位置は宮城の北門である玄武門付近であり、 ⑥ 廐内の兵馬は一種の特別な応急の軍事手段になっていたのである。 飛龍廐が応急の機能を果たしたのは、やはりその設置箇所から

題から起きた宮廷政変に示されている。『旧唐書』巻十一、代宗 とができたのである。このことは、粛宗、代宗の間に儲君継位問 帝王居所と宮外の中間に位置した。したがって、宮内・宮外双方 の情報や変化などを良く把握しており、即時の応変措置を採るこ

……幽皇后於別殿 衛従太子入飛龍廐以俟其変。是夕、勒兵於三殿、収捕越王係 中官李輔国、程元振素知之、即勒兵於凌霄門、俟太子至、即 功難制、陰引越王係於宮中、将図廃立。乙丑、皇后矯召太子。 宝応元年(七六二)四月、粛宗大漸、所幸皇后無子。后恐上

られる。 は、張皇后の陰謀を知るや、ただちに凌霄門で太子を護送し、更の それを抑えがたいことを慮り、密かに越王係と共に廃立の事を図 いては、飛龍廐とその長官の役割が極めて重要だったことが認め に皇后と越王などを殺し、代宗を擁立した。その政変の過程につ った。其の時、禁軍を掌っていた李輔国、飛龍閑廐副使の程元振 とあり、粛宗が危篤の際、張皇后は太子(代宗)の功績が高く、 粛宗、代宗以後、敬宗、文宗の間に、宮廷政変が再び発

> とを企てた。 この陰謀については、『資治通鑑』巻二四三、 敬宗 学士路隋に遺詔を起草せしめ、絳王悟に軍国の大権を掌らせるこ た。そして、その一党である劉克明が帝王の御旨を偽称し、翰林 生した。酒宴で酔った敬宗は、更衣室で軍士蘇佐明などに殺され

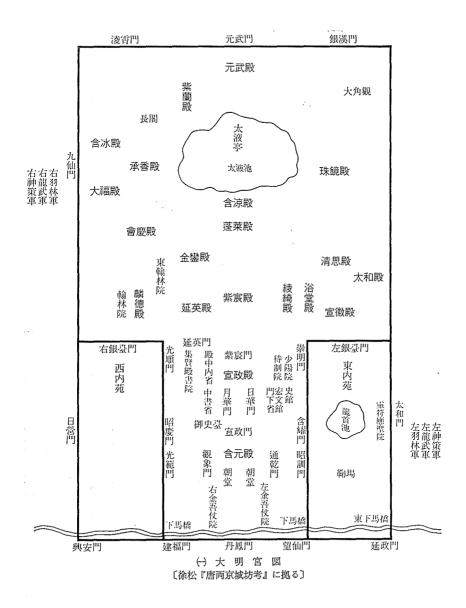
兵迎江王涵入宮。発左、右神策、飛龍兵進討賊党、盡斬之…… 於是枢密使王守澄、楊承和、中尉魏従簡、梁守謙定議、

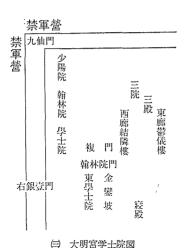
甲辰、見諸軍使於少陽院。乙巳、文宗即位

宝暦二年(八二六)十二月壬寅の条には次のように述べる。

この際にも、飛龍兵を以て叛乱分子を速やかに討伐できたことか

門に至った代宗を保護し、飛龍廐に入ったことは、こうした飛龍 すなわち飛龍廐の付近である。李輔国・程元振が少陽院から凌霄 の隅に近く、つまり凌霄門の南に位置している。凌霄門を出ると、 た。図目に見られるように、いわゆる右掖少陽院は大明宮の西北 宮三面に強い防衛網が形成されていたのである。玄宗時期、 まり、飛龍廐が図口に示す如く、玄武門の西側を守るので、⑤ であったことが示される。図 分に示す如く、右三軍たる右神策軍 ら見れば、中唐以後の飛龍廐と左右神策軍との関係がかなり緊密 の起居が大明宮へ移るに従って、太子の居る東宮も少陽院に移っ 左三軍たる左神策軍、左龍武軍、左羽林軍が東側の太和門にとど 右龍武軍、右羽林軍がつねに大明宮の西側、九仙門の外に駐屯し 帝王



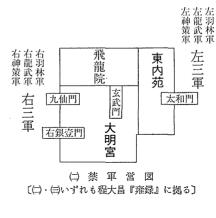


天下、乃与梁守謙、韋元素等定冊立穆宗

守澄与内常侍陳弘志弑帝於中和殿、

縁所餌、

以暴崩告



変の帰趨を決定する重大な要因であった。 また『新唐書』巻二〇八本伝に、 に参与したことがある。『旧唐書』巻一八四、王守澄伝に、 章元素は、文宗、敬宗の政変のみならず、憲宗、穆宗期間の政変 中期以後の政治の実情を知るための重要な手懸かりとなる。 関しての史料は、唐の『実録』の記載から採られることが多く、 使に賞を与えたことから見ると、飛龍使による飛龍兵の動員は政 と述べるように、文宗が即位して政変の中で功績を立てた諸軍諸 謙 憲宗疾大漸、內官陳弘慶等弑逆。憲宗英武、威徳在人、 秘之、不敢除討、但云薬発暴崩。 劉承偕、章元素等定冊立穆宗皇帝 時守澄与中尉馬進潭、 『冊府元亀』の唐代に 内官 なお

廐の位置に由来する。敬宗末年、少陽院に居る江王涵

(文宗)

が

飛龍兵に迎えられたのも、少陽院との近接という飛龍廐の地理的

位置に同じく由来しているのである。

その上、『冊府元亀』巻六六五、内臣部に、

文宗以宝曆二年十二月即位、增右軍中尉梁守謙食実封三百戸、

韋元素進、弓箭庫使崔潭峻加上将軍、並賞功也。 左神策中尉魏簡弘進階開府儀同三司、枢密使楊承和、

陸進したのは、文宗太和以後のことだったので、憲宗を殺し穆宗 を擁立した政変の期間に、 であった。その下の韋元素が飛龍使から枢密使、 中尉以下四人があり、 したのは、 ようである。以上の推定が正しければ、 などの枢要な官員が加わったことがわかる。『旧唐書』によれば と王守澄であり、 常に神策護軍中尉と軍事行動を共にする飛龍使は、 粛宗、代宗、憲宗、穆宗、敬宗、文宗六朝に亙る。 政変の過程で、さらに梁守謙、馬進潭、章元素 実はただ馬進潭、梁守謙が左右神策軍中尉 地方の監軍から内廷の飛龍使に変った 飛龍使が宮廷政変に参加 神策護軍中尉に その地位

四、太和五年(八三一)二月の条は次のように述べる

上弟琦王湊賢、有人望、注令神策都虡侯豆庶著誣告申錫謀立

琦王。戊戌、守澄奏之、

上以為信然、

甚怒。

守澄欲即遣二百

ようとするのを制止しようとしたのである。 されたが、馬存亮は宋申錫の無罪を了解して、

『資治通鑑』巻二 守澄の兵を派遣し と述べるように、

その政変の主謀者は主に宦官陳弘志(陳弘慶)

れる。

宰相宋申錫は文宗の弟璋王湊を擁立する意図があると誣告

時代の飛龍使馬存亮と神策軍中尉王守澄、

鄭注との争議が挙げら

例えば、

たって、飛龍使が時々これに参与できたのである。

飛龍使が順当に昇進すれば、すぐ四貴に至るようになっていたこ 内枢密使の二人が内諸司の長官であり、 いわゆる四貴であった。

漸次高まった。

北衙諸司の中では、

左右神策軍護軍中尉の二人と

とがわかる

任命されたのである。 こそ、 ばかりでなく、あくまでも宮廷内外の安全のため、 な関係があったのである。 この虐殺が避けられたのは、 が討伐軍の制置招討使となったと同時に、 に軍事対策を立てたり行ったりしていた。 騎屠申錫家、 召他相与議其事。 唐滅亡前夜、黄巣が侵入しつつある際には、 飛龍使馬存亮固争曰、 守澄乃止。 飛龍使は単に飛龍廐の日常事務を掌る 飛龍使の宮廷会議中の影響力と大き 如此、 その役割があっ 飛龍使楊復恭が副使に 則京城自乱矣、 神策軍使と共 神策護軍中尉

神策軍使、 飛龍使に左遷されたことを見れば、 復恭等が、 策護軍中尉に抜擢されている。 なっていたことがわかる。 表二の示す如く、 枢密使に次ぐ地位に置かれ、 政治上の失脚のために、 憲宗朝の彭献忠や仇士良などが飛龍使から神 したがって、 逆に、 飛龍使が唐中期以後、 神策中尉あるいは枢密使から 敬宗期の馬存亮や其後の楊 宮廷政策を決定するにあ 重要な内諸司使の一つと すでに

懿宗時代(八六○─八七三)には、 小馬坊使はまさに飛龍使の変型であった。 田令孜が小馬坊使から神策護軍中尉に昇進したことか 飛龍使以外に小馬坊使が新 従って、 Ŧi. 133 (593)

ら見れば、

設された。

表二 唐 代 の 飛 龍 使

時	代		人		物	飛龍使に任ぜられる前後の官職	出 典
粛宗	宝応末		程	元	振	内射生使,飛龍閑廐副使→右監門衛将軍, 知内侍省→元帥行軍司馬	『新唐書』巻207宦者上 『旧唐書』巻11代宗紀
代宗	永泰中		魚	潮	恩	観軍容宣處置使→観軍容,加判国子監事, 光祿,鴻臚,礼賓,内飛龍,閑廐等使	『新唐書』巻207宦者上 『旧唐書』巻184宦官伝
憲宗		和年	彭	献	忠	教坊使→飛龍使→左神策護軍中尉	『文死英華』巻932
憲宗	元	和	釰	弘	規	翰林院使→河東監軍→内飛龍使→神策軍 副使	『李文饒公集』別集巻 6
敬宗		暦年	韋	元	素	飛龍使→枢密使→左神策護軍中尉	『冊府』巻665, 607 『通鑑』巻244
文宗	太;	和	仇	岀	良	大盈庫使領染坊→飛龍使→左神策護軍中 尉	『文苑英華』巻932
宣宗	大 +	中年	王	舖	長	飛龍使→枢密使	『旧唐書』巻18下宣宗紀
懿宗		通年	劉	遊	禮	弓箭庫使→内飛龍使→内荘宅使	『全唐文』巻747 『金石萃編』巻117
茲宗		通年	馬	存	良	左神策中尉→内飛龍使→領軍衛上将軍	『新唐書』巻207宦者上
僖宗		和年	楊	復	恭	枢密使→飛龍使→枢密使→左神策中尉	『新唐書』巻208宦者下
昭宗		復年	陳		班	飛龍使→威遠軍使	『旧唐書』巻20上昭宗紀

地位を保っていたことがわかる。 地位を保っていたことがわかる。 地位を保っていたことがわかる。

元来君主の近衛兵であり、南側の皇城内に) 詳しく言えば、所謂南北衙という呼称は、

北衙の六軍を指していたが、中唐より、中在る南衙の十二衛兵と北側の禁苑内に在る

央の諸官庁を拱衛させる南衙諸兵が完全に

あるいは左右騏驎院の淵源であった。唐末たのである。それは、宋初の左右天廐坊、たのである。それは、宋初の左右天廐坊、たのである。それは、宋初の左右天底坊、での後唐時期になると、さらに飛龍院を左代の後唐時期になると、さらに飛龍院を左

都大学人文科学研究所)を参照。② 平岡武夫編『唐代の長安と洛陽』資料篇・地図篇(一九五六年、京

(8)

神策為六軍。神策軍最盛、在六軍之右」とある。 羽林、左右龍武、左右神策為六軍。又曰、左右羽林、左右龍武、左右神策為六軍。又曰、左右羽林、左右龍武、左右の 『資治通鑑』巻二二八、徳宗建中四年八月の条、胡三省註に「左右

9

- 同書巻二一六、玄宗天宝十載一四月乙酉の条。
- 》 同書巻二一八、粛宗至徳元載七月甲午の条と丁酉の条。
- 唐制によって、宮城の北門がつねに玄武門と定められる。時代に従
 店制によって、宮城の北門がつねに玄武門と定められる。時代に従
 で不、君主の居る宮廷は違うが、いずれも北面玄武門の外に飛龍廐を設立するようである。例えば、武后期の飛龍廐について、『玉海』巻
 一五七、唐上陽宮の条に「北出曰元(玄)武門、門内之東曰飛龍廐」とある。また前述のように、『陜西通志』によれば、従来の東内太極とある。また前述のように、『陜西通志』によれば、従来の東内太極とある。また前述のように、『陜西通志』によれば、従来の東内太極とある。また前述のように、『陜西通志』によれば、従来の東内太極とある。また前述のように、『陜西通志』によれば、従来の東内太極とある。また前述のように、『陜西通志』によれば、従来の東内太極とある。所代に従
 での北側には、内有號徳殿、(文宗)太和八年炎」と述べることから見れば、飛龍廐は旧来の玄武門東側にあったが、玄武門移設後はそら相ば、飛龍廐は旧来の玄武門東側にあったが、玄武門移設後はそら見れば、飛龍廐は旧来の玄武門東側にあったが、玄武門移設後はそら見れば、飛龍廐は旧来の玄門東側にあったが、玄武門移設後はその西側に移った可能性がある。
- す。程元振が実は飛龍と閑廐の職を兼ねたことがわかる。『資治通鑑度」とあるが、『旧唐書』巻一一、代宗紀には「飛龍閑廐副使」と記の 『新唐書』巻二〇七、宦者上によれば、程元振の使職は「飛龍廐副

- 副使の程元振がわざわざ李輔国に知らせた原因であろう。 お事太子宮、上委信之」とある。それが政変発生の直前、飛龍閑廐の事務を総轄していたようである。それが政変発生の直前、飛龍閑廐の事務を総轄していたようである。また『新唐書』巻二〇八、宦者下に給事大子宮、上委信之」とある。また『新唐書』巻二〇八、宦者下に給事大子宮、上委信之』とある。また『新唐書』巻二〇八、宦者下に
- 上皇娱恕、拝哭、始行監国之令……己已、代宗即位」とある。(越王)係及兗王僴、是日、輔国始引太子素服於九仙門与宰相見、叙同書卷二二二、粛宗宝応元年四月丁卯の条に「上崩、輔国等殺后幷
- 第一日右羽林軍、第二日右龍武軍、第三日右神策軍、以上右三軍。第二日左龍武軍、第三日左神策軍、以上左三軍。九仙門外之北、従東第二日左龍武軍、第三日右神策軍、以上右三軍。
-) 程大昌『雍録』によれば、二つの少陽院、即ち「右液」のと関院である。 (超力が記されており、従来史家によって左右掖の少陽院の取捨も異院のみが記されており、従来史家によって左右掖の少陽院の取捨も異院のみが記されており、従来史家によって左右掖の少陽院の取捨も異にのみが記されており、従来史家によって左右掖の少陽院の取捨も異なるが、本文で討論する少陽院は西北の隅の少陽院、即ち「右液」と述べるが、本文で討論する少陽院は西北の隅の少陽院、即ち「右液」の次るが、本文で討論する少陽院は西北の隅の少陽院、即ち「右液」の少陽院である。
- ① 特に唐中期になると、牛李の党争が起こったので、国史中での朝臣の 特に唐中期になると、牛李の党争が起こったので、国史中での朝臣の新田市党に対しての立場によって偏への評価、記載などが時々史官の新田市党に対しての立場によって偏り 特に唐中期になると、牛李の党争が起こったので、国史中での朝臣

- ◎ 『資治通鑑』巻二四三、敬宗宝暦二年一二月、胡三省註「唐末割両⑫ 『資治通鑑』巻二四三、敬宗宝暦二年一二月、胡三省註「居来別の⑫ 『資治通鑑』巻二四三、敬宗宝暦二年一二月、胡三省註「唐末割両⑫ 『資治通鑑』巻二四三、敬宗宝暦二年一二月、胡三省註「唐末割両⑫ 『
- を達成できなかったと思い、同日みずから致仕を請った。 巣県公、宋申錫為開州司馬」とある。飛龍使馬存克は自分の議事責任 の 『資治通鑑』巻二四四、文宗太和五年三月癸卯の条に「貶璋王湊為
- ⑩ 同書巻二五四、僖宗広明元年十一月壬戌の条。
- 馬坊使。僖宗即位、掘令孜左神策軍中尉」とある。 『新唐書』巻二〇八、宦者下、田令孜伝に「(遂宗) 咸通時、歴小
- 電流では、<
- 停廃」とあり、なお『資治通鑑』巻二六四、昭宗天祐元年四月戊申の両院、小馬坊、豊徳庫、御廚、客省、閤門、飛龍、荘宅九供外、余並⑱ 『唐会要』巻七九、諸使雑録下に「天祐元年四月勅、今後除留宣徼

糸を参照。

飛龍使制の内部の構造

Ξ

飛龍廐に留めたと述べる。排馬官の身分は、一種の臨時徴集の兵恐れ、遂にこの軍を解散させ、ただ殿後兵三十人を排馬官として りした飛龍排馬官、飛龍小児の処分を命じた文宗の詔勅がある。 政変に参与する過程で、錯誤を犯したり命令を執行できなかった ば、宝暦二年(八二六)十二月甲申には、彼らが文宗登位の宮廷 上級の官吏たる排馬官が設置される。『冊府元亀』帝王部を見れ このような人々が飛龍小児と簡単に呼ばれる。その上に、比較的 うし、職掌が互いに重複する可能性があるが、 の吏員を擁していたようであった。彼らの名称は時代によって違 化はなかったと認められる。以前と同じく多くの習馭や掌閑など 飛龍使の手に移管された後も、その廐内の官僚の構成に大きな変 造について触れることにする。まず、飛龍兵の組成を考察しよう。 養と訓練などの役に当たる低位の職である。史書の中では、 の宮廷政治と関連付けて考えてみた。次に、飛龍使制の内部の構 『新唐書』兵志には、昭宗末年の藩臣韓建が、 以上おおまかに飛龍使が権力を握った原因と過程を唐中期から 武后期の仗内六閑の一つである飛龍廐が、 殿中省の尚乗局から 諸王の殿後四軍を 一応飛龍廐馬の飼

下層は、

飛龍小児という習駁や掌閉などの吏員であり、

その上に

以上の考察から、

飛龍使制の下層官員の構造が大体わかる。

最

1

員であり、飛龍兵の組成の一部分と思われる。

前述の玄宗期に邢絳の叛乱を抑え止めたのは、

『資治涌

馬官、 別に称するのである。⑪ 時 二年(七五七)に北衙六軍以外に新設された左右英武軍を来源と ると、飛龍廐馬に乗る兵員がまさに禁軍の一部たる射生手であっの 神策及び六軍飛龍兵」と述べるように、その飛龍兵は神策軍、 代宗を擁立したのである。 変の発生する直前に、飛龍廐副使である程元振が射生使を兼任し 言すれば、 るいは他の北衙六軍ではない禁軍を指しているにちがいない。 は射生手を六軍に非ずとするから、いつも射生、神策、六軍を別⑩ 立てた飛龍使と飛龍射生等に賞を与えたと述べていることから見 鑑』によれば、「飛龍禁軍」と言う部隊である。 粛宗代末期、⑥ に移るのが、常に飛龍使が主導した方法であった すでに宦官に管理され、 衙前射生手・供奉射生官・殿前射生などと呼ばれるが、その 射生手は、『新唐書』兵志の記載によると、それが粛宗至徳 飛龍小児などの全員を飛龍馬に加えて、すばやく軍事行動 宮廷の反乱が起こった際、廐内の飛龍射生官、 従って、『新唐書』宦官劉克明伝に「左右 『冊府元亀』が、即位した代宗は功を 飛龍廐の成員となっていた。史籍で 飛龍排 政 换 あ

使、

龍廐の判官制度がすでに生まれていたのである。 ® 龍 使、 どがあったといえる。使、 龍使制の全体の成員を上位から順番に挙げると、少なくとも飛龍 の内諸使官局も正使、副使以下、 したがって、飛龍廐のみならず、梨園、軍器、 判官制度が同時期に発展したことを反映していると考えられる。 などの例が多い。内諸司使の判官が現れたことは、 例えば、節度使、副以下の判官や転運使、 以後発展してきた外廷或いは地方の使職の属官であったとされる。 は、本来中央律令官制のものではなく、一般的な理解では唐中期 都判官、宝応功臣」と記載されているように、 ある。『金石萃編補略』巻二によれば、 宦官楊延祚が「内飛龍廐 飛龍排馬官、 後その他の内諸司においても継承された。 飛龍副使、 飛龍副使を頂点としたが、その下に判官を設置したようで 飛龍射生官が設置された。 飛龍判官、 副 飛龍射生官、飛龍排馬官、 判官、 判官を設立したようである。 小児の名称は、 一方、飛龍廐の官僚は飛 塩鉄使、 粛宗晚期以降、 内莊宅、 判官という制 内外の使職の 副以下の判官 飛龍小児な いずれも以 内園など

役員がすでに五、六千人に至るのである。 具鞍轡」と見えるように、高宗期だけで、尚乗局の習馭、掌閉などの 人、典事五人、猷医七十人、掌固四人。習馭、掌調六尉之馬、 『新唐書』巻四七、 百官志に「(高宗) 龍朔二年、 有些令史六人、害吏十四人、直官二十人、習馭五百人、掌閑五千 その数字は、もし『旧唐書』 改尚乘局曰奉賀

- 比べれば、すでに何十倍に達していた。その点から見ると、武后期よ 巻四四、職官志に記載された唐初尚乗局の習馭五十人、掌閑五十人と り発展してきた飛龍廐の官吏はかなり多いと思われる。
- 貞元年甲子の糸、胡註に「唐時給役者多呼為小児、如苑監小児、飛龍 五坊、禁苑給使者、皆謂之小児」とあり、なお同書巻二三六、順宗永 胡註に「唐時給役於坊、廐及内園者、皆謂之小児」とある。 小児、五坊小児是也」とあり、又巻二五四、僖宗広明元年春正月の条 『資治通鑑』巻二一九、粛宗至徳二載春正月胡三省註に「凡廐、牧
- 於此。其官領以太僕、其属有牧監、副官。監有丞。有主簿、直司、団 官、牧尉、排馬、翌頭。有正、有副。凡翌置長一人、十五長置尉一人、 初、得突厥馬二千匹、又得隋馬三千於赤岸沢、徙之隴右、監牧之制始 たり改めたりしていたのである。『新唐書』巻五〇、兵志に、「唐之記 西監牧の制度の一部分である。そして仗内六閑が上述の制度を継承し **掌閑、調馬などの吏員の上に排馬官が設置されるのは、本来なら**歸
- 江王入討內難、甲甲詔、……飛龍排馬官樊惟良、閻文穎各杖一百、流 歳課功、進排馬。又有掌閉、調馬習上」とある。 靈州……飛龍小児五人各杖一百流康、羅等州」。 『冊府元亀』卷一五三、帝王部、明罰二「文帝以宝暦二年十二月自
- 兵、請皆帰十六宅、留殿後兵三十人、為控鶴排馬官、隸飛龍坊、余悉 数万、益置安聖、捧宸、保寧、安化軍、曰殿後四軍……韓建畏諸王有 『新唐書』巻五〇、兵志「(昭宗)又詔諸王閲親軍、収拾亡散、得
- 『資治通鑑』巻二一六、玄宗天宝十一載四月乙酉の条
- 文武官応在凌程門内謁見者、幷飛龍射生等、竝宜加宝応功臣。七月乙 『冊府元亀』巻一三三、帝王部、褒功二「代宗宝応元年五月丁酉詔 射生使李惟詵、薬子昂、歩軍使彭体盈、張知節竝賜名宝応功臣」。
- 『新唐書』巻五〇、兵志「(粛宗) 至徳二戦、置左右神策軍、……

- 左右、総号曰左右英武軍」。 又択便騎射者置衙前射生手千人、亦曰供奉射生官、又曰殿前射生、分
- 生使」と述べる。 元振党於輔国」とあり、その下の胡註に「以宦官領射生手、故曰内射 『資治通鑑』巻二二二、粛宗宝応元年四月の条に「内射生使三原程
- 号殿前射生手左右廂、……非六軍之例也」とある。 人、謂之左右英武軍、非六軍之例也」とあり、また神威軍の条に「本 『旧唐書』巻四四、職官志、左右神策軍の条に「又置衙前射生手千
- 策、六軍将士、府県以事弁治、先奏乃移軍、勿輒逮捕(盗賊)」とあ 例えば、『新唐書』巻五〇、兵志に「(徳宗貞元) 三年、詔射生、神
- 12 『新唐書』巻二〇八、劉克明伝
- (13 消王言『金石萃編補略』巻二、唐高平郡開国公劉公故夫人楊**(氏**)
- 14) また同む巻六六、仏頂尊勝陁羅尼経などを参照 『金石萃編』巻二一三、王文幹墓誌、同書巻二一四、勅内荘宅使牒

IJ に

る。枢密使の名は中書門下の枢密房から起ってきた可能性がある その管下の官局がほとんど中央律令の旧制度と関係ないと思われ 司使には、それぞれ独自の性格が認められる。一部の内諸司使は、 を再認識することも可能となる。唐の中期から発展して来た内諸 廐の構造を闘明できるばかりでなく、唐代内諸司使の全体の性質 概して言えば、我々は唐代飛龍使の研究を通じて、内部の飛龍 三面

が同時に呼応し、

いずれの方向に異変がおこっても、

各面

事上重要な役割を果たしていたのである。

事上重要な役割を果たしていたのである。

事上重要な役割を果たしていたのである。

事上重要な役割を果たしていたのである。

事上重要な役割を果たしていたのである。

事上重要な役割を果たしていたのである。

事上重要な役割を果たしていたのである。

けにもなったのである。大明宮の防衛上の特色と言えば、東西北底の実力を示していたし、それが飛龍使の地位が上昇したきっかきな重要性を備えるようになった。粛宗期から文宗期にかけてのきな重要性を備えるようになった。粛宗期から文宗期にかけての様々な宮廷政変を抑えたのは、大明宮北面の防衛系統である飛龍様々な宮廷政変を抑えたのは、大明宮北面の防衛系統である飛龍職の実力を示していた。

題である。

飛龍廐大使」に任ぜられたことがある。これは唐代飛龍使研究の一つ一九八三年二期)によれば、天宝末年の宦官高力士はかつて「三宮内「付記」 陶仲雲・白心瑩「陜西蒲城県発現高力士残碑」(『考古与文物』(十九八三)を参照。

1

『群書考索』後集巻五、枢密院の条

(京都大学大学院博士課程

ができなかった。今後更めて検討したい

の重要な史料であるが、初校の段階で気付いたため表二に加えること